

1 0 年 保 存

群 広 第 2 1 5 号

令 和 2 年 7 月 2 2 日

[情管]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

ツイッターを活用した情報発信について（通達）

ツイッターを活用した群馬県警察の広報活動については、ツイッターを活用した情報発信について（平成28年3月17日付け群広第57号通達。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、寄せられたコメント等に対して柔軟に対応できるよう、群馬県警察公式ツイッター運用ポリシー等を見直し、別添のとおり制定したので積極的に活用し、効果的な情報発信の推進に努められたい。なお、旧通達は廃止する。

別添

## 群馬県警察公式ツイッター運用要領

### 第1 目的

この要領は、広報活動をより効果的に推進するため、群馬県警察公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

公式ツイッターの運用に当たっては、群馬県警察の広報に関する訓令（昭和50年群馬県警察本部訓令甲第7号）、群馬県警察の広報に関する訓令の制定について（昭和50年群本例規第8号）及び群馬県警察ホームページの運用要領について（平成25年3月27日付け群広第82号通達）の定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

#### 1 ツイッター

140文字以内の短い文章をインターネット上に発信して、不特定のインターネット利用者に対し公開する短文投稿サービスをいう。

#### 2 公式ツイッター

群馬県警察本部（以下「本部」という。）が設置運用するツイッターをいう。

#### 3 アカウント

ツイッターを設置運用するための権利及び権利を行使する際のユーザー名をいう。

#### 4 公式アカウント

本部が使用するアカウント（@gunmapolicekouhou）をいう。

#### 5 ツイート

ツイッターに発信された140文字以内の記事をいう。

#### 6 リプライ

他のユーザーのツイートに返信することをいう。

#### 7 リツイート

他のユーザーのツイートを引用して発信することをいう。

#### 8 フォロー及びフォロワー

他のユーザーのツイートを受信するように登録すること及び登録した者をいう。

### 第4 運営主体

公式ツイッターの運営主体は本部とし、公式アカウントの管理・運用等については警務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が、システム管理等については警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）がそれぞれ行う。

なお、アカウント取得時の登録メールアドレスについては、群馬県警察インターネット端末のメールアドレス（未使用）を使用する。

#### 1 運用主管課

公式ツイッターの運用主管課は、広報広聴課とする。ただし、システム上の保守・管理については、情報管理課が行う。

#### 2 運用体制

公式ツイッターの円滑な運用及び適正な管理に資するため、本部に運用管理者及



び運用責任者を置く。

(1) 運用管理者

ア 運用管理者は警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）をもって充て、ツイッターの運用・管理について統括する。

イ 運用管理者は、ツイッターの運用に当たり、必要があると認めるときは、関係する所属長に対して職員の派遣及びその他の協力を求めることができる。

ウ 運用管理者は、ツイッターの運用が困難になった場合は、公式アカウントの停止又は削除を行い、その旨を群馬県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）において公表する。

(2) 運用責任者

ア 運用責任者は、警務部広報広聴課課長補佐（広報担当）をもって充てる。

イ 運用責任者は、ツイッターの運用に関し、運用管理者の指揮を受け、掲載する情報の適否、掲載方法等について、利用所属との協議・調整等を行う。

第5 アカウント運用者の明示

なりすましでないことを証明するため、ツイッター公式ナビゲーター「ツイナビ」の公共機関アカウント公認を取得する。また、なりすましを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を県警ホームページ上に公表する。

第6 公式ツイッター運用ポリシーの策定と明示

公式ツイッターの運営主体、発信する内容等について、群馬県警察公式ツイッター運用ポリシー（別紙のとおり）を策定し、県警ホームページ内において公表する。

第7 発信内容

公式ツイッターに発信する記事の内容は、群馬県警察の警察活動に関する情報とする。

第8 発信時間

原則として執務時間内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合で、必要と認めるときは、この限りでない。

1 重要凶悪事件又はこれに発展するおそれのある事案を認知した場合

2 その他直ちに情報発信する必要がある場合

第9 記事の発信者及び発信方法

公式ツイッターの発信は、原則として、広報広聴課広報係（以下「広報係」という。）が県警ホームページ専用端末（以下「専用端末」という。）を用いて行う。

第10 記事の作成

発信する記事は、本部各主管所属において作成し、各所属長の決裁を得るものとする。

決裁後、当該発信情報の内容について、ツイッター利用申込書（別記様式1）により、原則として発信希望日の1週間前までに、広報広聴課長宛て送付すること。

第11 記事の内容

1 公式ツイッターには見出しがなく、また、投稿記事には文字数制限（140文字以内）があることから、簡潔明瞭でわかりやすい内容の記事とすること。

なお、記事に付加するホームページURL等も文字数に含まれることに留意すること。

2 個人情報、捜査情報等の保秘には十分配慮すること。

3 発信後の記事の訂正はできないため、広報文との整合性に配慮し、内容に誤りがないよう十分確認すること。

## 第12 リプライ、リツイート及びフォローの制限

公式ツイッターからのリプライ、リツイート及びフォローは行わない。

## 第13 公式アカウントの停止又は削除

公式ツイッターの運用が困難になった場合は、公式アカウントの停止又は削除を行い、その旨を県警ホームページにおいて公表する。

## 第14 通報等に対する措置等

公式ツイッターに寄せられた通報、相談、意見、要望、苦情その他の情報提供等には原則として対応しないものとする。ただし、寄せられた情報が自殺予告事案や犯行予告事案その他緊急の対応を要する事案に係る情報である場合には、当該事案を生活安全部サイバー犯罪対策課長及び本部主管所属長に即報すること。

なお、上記通報等の確認は、平日の執務時間内においては、適宜、広報係が広報室設置の専用パソコンでこれを行い、当直時間中においては、本部総合当直勤務員が、適宜、総合当直執務室設置のパソコンでこれを行う。

## 第15 安全対策

### 1 ID及びパスワードの管理

公式アカウントのID及びパスワードについては、パスワード等管理簿（別記様式2）に記載して管理し、指定された管理者（以下「パスワード管理者」という。）以外には使用させないこと。

### 2 パスワード管理者

広報広聴課長及び情報管理課長がそれぞれ指定する者とする。

### 3 パスワードについては8桁以上の英数字（英字にあっては大文字及び小文字を混在させたものとする。）を用いること。

### 4 パスワードの変更

パスワードの変更は、運用管理者である広報広聴課長が適宜、必要に応じて行い、パスワード等管理簿に確実に記載するとともに、変更したパスワードを他のパスワード管理者に通知し、情報共有を図ること。

## 第16 基本原則

### 1 警察職員としての自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年3月15日付け本部訓令第7号）並びに各種情報管理に関する規程等を遵守すること。

### 2 ツイッターの持つ即時性・広域性等の特性を生かした広報活動の推進に努めること。

### 3 広報記事の発信は、正確かつ迅速に行うこと。

### 4 掲載に際しては、著作権等知的財産権について十分配慮し、適切に取り扱うこと。

## 第17 協議事項

この要領に定めていないことについては、広報係と情報を発信する各所属とが協議して定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式省略



## 別紙

### 群馬県警察公式ツイッター運用ポリシー

#### 1 目的

本運用ポリシーは、群馬県警察本部の公式ツイッター(アカウント@gunmapolicekouhou)の運用に関する事項について定めます。

#### 2 基本方針

公式ツイッターは、専ら警察活動に関する情報発信のみを行うものとします。リプライ等を通じた個々の意見、相談等への対応は行いません。

#### 3 運用方法

公式ツイッターは、本県警察本部（以下「運用者」という。）が次のとおり運用します。

##### (1) 発信する情報

本県警察の警察活動に関する情報とします。

##### (2) 発信する時間

原則として、平日（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。）を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とします。

##### (3) 発信等への対応

ア 運用者は、利用者からの投稿を常時閲覧するものではなく、また、本アカウントからの「フォロー」「リプライ」「リツイート」は原則として行いません。ただし、本県警察各部署及び国・地方公共団体又は公共性の高い機関については、必要に応じて「フォロー」及び「リツイート」を行います。

イ 運用者は、利用者から投稿された事件・事故の申告を内容とするコメントに対応することはできません。事件・事故に関する申告は、最寄りの警察署又は交番・駐在所に連絡してください。緊急の対応を要する情報は、110番通報してください。

ウ 運用者は、利用者からの通報、相談、意見、要望、苦情その他の情報提供等には原則として対応しません。相談については、警察安全相談専用電話「#9110」を利用するか、群馬県警察ホームページの「相談・要望・苦情」欄を利用してください。

##### (4) アカウントの閉鎖

本アカウントは、必要がある場合は、事前の連絡なく閉鎖する場合があります。

#### 4 禁止事項

本アカウントに対する、次に該当する行為を禁止します。禁止事項に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合は、運用者において、予告なく削除（削除要請を含む。）又はアカウントのブロック等を行うことがあります。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれのあるもの

(2) 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの

(3) 政治又は宗教活動を目的とするもの

(4) 群馬県警察又は第三者の著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 偽造、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (10) 他の利用者又は第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 本アカウントの発信内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 本アカウントの発信する内容に関係のないもの
- (14) その他運用者が不適切と判断するもの

## 5 個人情報の取扱い

本県警察が、本アカウントで取得した個人情報については、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）に基づき取り扱います。

## 6 運用ポリシーの周知・変更等

本運用ポリシーの内容は、群馬県警察ホームページに掲載して周知します。

また、本運用ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターを通じて公表します。

## 7 運用者の免責事項

- (1) 利用者が本アカウントの情報をを用いて行うあらゆる行為について一切責任を負いません。
- (2) 利用者により投稿された本アカウントに対するリプライ、リツイート等について一切責任を負いません。
- (3) 本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間におけるトラブル又は紛争について一切責任を負いません。